

資料
〔外国文献紹介〕

AMY GUTMANN & DENNIS THOMPSON,
WHY DELIBERATIVE DEMOCRACY?
(Princeton University Press 2004)

金澤 孝

はじめに

1996年に出版されたガットマン (Amy Gutmann)⁽¹⁾とトンプソン (Dennis Thompson)⁽²⁾の共著『民主主義と不一致 政治において道徳的対立が不可避である理由と、それについてなされるべきこと』DEMOCRACY AND DISAGREEMENT: WHY MORAL CONFLICT CANNOT BE AVOIDED IN POLITICS, AND WHAT SHOULD BE DONE ABOUT IT⁽³⁾ (以降DDと略記し、引用の際には頁数を付記する。以下同様)は、熟議民主主義 (deliberative democracy) 論の活況をさらに勢いづけるものであった。熟議民主主義論は、既に1990年頃よりアメリカを中心に流行していたのであるが⁽⁴⁾、関係者に与えた衝撃の大きさにおいて、同書は群を抜いていると言ってよい。3年後の1999年に、第一線の政治理論家達による同書の評論集『熟議政治 民主主義と不一致に関するエッセイ集』DELIBERATIVE POLITICS: ESSAYS ON DEMOCRACY AND DISAGREEMENT⁽⁵⁾ (以降DP) が出される。この本の編者であるマセイド (Stephen Macedo) が、その序文で、所収の論考を集めるのは造作もないことであつたし、

(1) ペンシルベニア大学政治学教授・現同大学学長。

(2) ハーヴァード大学政治哲学アルフレッド・ノース・ホワイトヘッド (Alfred North Whitehead) 教授。

(3) AMY GUTMANN & DENNIS THOMPSON, DEMOCRACY AND DISAGREEMENT: WHY MORAL CONFLICT CANNOT BE AVOIDED IN POLITICS, AND WHAT SHOULD BE DONE ABOUT IT (The Belknap Press of Harvard University Press 1996).

(4) ドライゼック (John S. Dryzek) はこの現象を「熟議論的転回」(deliberative turn) と称している。See JOHN S. DRYZEK DELIBERATIVE DEMOCRACY AND BEYOND: LIBERALS, CRITICS, CONTESTATIONS (Oxford University Press 2000) at v. 同書には以下の簡潔な紹介がある。山崎望「境界線を越える民主主義? —ドライゼックの熟議民主主義論—」創文2002年10月通巻447号、11頁以下。

(5) STEPHEN MACEDO ED., DELIBERATIVE POLITICS: ESSAYS ON DEMOCRACY AND DISAGREEMENT (Oxford University Press 1999).

本来ならばもっとずっと分厚いものになったであろう、と述べていることから、DDのインパクトの大きさがうかがえる⁽⁶⁾。DDは、マセイドの簡潔な導入部分と、15本の論文、そしてガットマンとトンプソンのそれら諸論文へのコメントから構成されている。本稿の紹介する『なぜ熟議民主主義なのか』WHY DELIBERATIVE DEMOCRACY? (以降WDD)は、DPでの批判その他に応答するなかで自らの理論を彫琢してきたガットマンとトンプソンが、以後に公表した論文をまとめ、改めて世に問うものである⁽⁷⁾。

さて、わが国においてもここ数年の間に熟議民主主義論は熱を帯びつつあり、議論の蓄積が進行中である。熟議民主主義の理論的支柱の一人が、討議倫理学及びコミュニケーション的行為を提唱するハーバーマス (Jürgen Habermas) であることから、法哲学領域での議論が幾分先行したものの、現在では政治思想、政治学、憲法学においても盛んに論じられるようになってきている⁽⁸⁾。事ほど左様に熟

(6) See *id.* at v.『民主主義と不一致』の出版後数ヶ月の間に、同書を検討素材とするシンポジウムが多数開かれており、またその後、熟議民主主義を論ずる際には必ずといってよいほど同書への言及がなされるようになった。なお参照、奥野恒久「道徳的不一致の問題と憲法学における民主主義論」竜谷法学第32巻4号(2000年)204頁以下。それにもかかわらず日本では、この奥野論文がDDを議論の中心に据える数少ないものの一つである。

(7) 本稿はDDからDPを経てWDDに至るまで、ガットマンとトンプソンの主張の基本線は維持されていると考えている。脚注でDD、DPを引用しているはそのためである。

(8) 以下に挙げるのはその一部である。

まず法哲学的観点から理論的側面に焦点を当てるものとして、井上達夫「法の支配 死と再生」井上・嶋津・松浦編『法の臨界 [I] 法的思考の再定位』(東京大学出版会、1999年)207頁以下。旗手俊彦「法の帝国と参加民主主義」同上165頁以下。平井亮輔「妥協としての法 対話的理性の再編にむけて」同上187頁以下。同「対話の正義 対話的正義論とデモクラシーの可能性」平井亮輔編『正義 現代社会の公共哲学を求めて』(嵯峨野書院、2004年)。

次に政治学的な観点から制度的側面に重点を置くものとして、上田道明「デモクラシーにおける『参加』と『熟慮』—二〇世紀末の政治への一考察—」日本政治学会編『年報政治学 1996 55年体制の崩壊』(岩波書店、1996年)215頁以下。川村暁雄「グローバル社会における討議民主主義の展望」国際協力論集(神戸大学)第8巻第1号(2000年)169頁以下。後藤潤平「プラーヌクストツェレー—熟慮デモクラシー論の実践的アプローチ—」早稲田政治公法研究第76号(2004年)231頁以下。篠原一「市民の政治学—討議デモクラシーとは何か—」(岩波書店、2004年)。新谷浩史「討議民主主義をめぐる理論的考察」早稲田政治公法研究第69号(2002年)101頁以下。田村哲樹「現代民主主義理論における分岐とその後—制御概念のアクチュアリティ—(1)(2)(3・完)」法政論集(名古屋大学)185号(2000年)1頁以下、同187号(2001年)131頁以下。同188号(2001年)375頁以下。柳瀬昇「熟慮と討議の民主主義理論—公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察—」法学政治学論究第58号(2003年)369頁以下。

議民主主義論には多様な側面があり、またそれだけ多くの可能性を有していると言ってもよいかもしれない⁽⁹⁾。それゆえに熟議民主主義論の指導的理論家の二人の最新の著作を紹介することには、十分な意義があるものと思われる⁽¹⁰⁾。

WDDは全6章からなる。1990年に公表された第2章の元論文を除き、全てDDとDPの出版後に執筆された論文の再録であり、第1章のみが書き下ろしで

また規範的経済学の立場からのものとして、塩野谷祐一『公共哲学叢書① 経済と倫理福祉国家の哲学』（東京大学出版会、2002年）特に第5章「民主主義の倫理学 6 討議民主主義の可能性」238頁以下。

そして憲法学の立場から熟議民主主義論に注目するものとして、大沢秀介「熟慮民主主義をめぐる最近の議論について」田中宏・大石裕編『政治・社会理論のフロンティア』（慶応義塾大学出版会、1998年）63頁以下。大矢吉之「熟議民主主義論の展開とその政策理念 — 市民参加・熟議政治・合意形成 —」足立幸男・森脇敏雄編著『公共政策学』（ミネルヴァ書房、2003年）343頁以下。川岸令和「熟慮に基づく討議の歴史とアメリカ合衆国憲法の正統性」早稲田政治経済学雑誌第320号（1994年）286頁以下。木下智史「アメリカ合衆国における民主主義論の新傾向」法律時報73巻6号（2001年）70頁以下。小泉良幸『リベラルな共同体』（勁草書房、2002年）特に第2部第2章。阪口正二郎「リベラリズムと討議民主政」日本公法学会編『公法研究第65号』（有斐閣、2003年）116頁以下。長谷部恭男「討議民主主義とその敵対者たち」法学協会雑誌118巻12号（2001年）85頁以下。平地秀哉「熟議民主政と社会福祉」早稲田法学第79巻第4号（2004年）153頁以下。毛利透『民主政の規範理論 憲法パトリオティズムは可能か』（勁草書房、2002年）特に第2章。矢澤正嗣「現代リベラリズムにおける立憲主義とデモクラシー — 政治の可能性をめぐる一試論 —」飯島・川岸編『憲法と政治思想の対話 デモクラシーの広がり と 深まりのために』（新評論、2002年）294頁以下。

これらの中でも田村論文は、熟議民主主義と闘技民主主義（agonistic democracy）を止揚させた民主主義モデルの構築に取り組む最も詳細かつ緻密なものの一つである。

なお'deliberative democracy'の訳語に関しては今もって定訳と呼べるものがないようであるが、本稿では「熟議民主主義」としておく。理由については、上掲・柳瀬、389頁と396頁・注61を参照のこと。

(9) 熟議民主主義論一般の概観のためには、フランク・カニングム著、中谷義和・松井暁訳『民主政の規範理論 政治哲学的考察』（御茶の水書房、2004年）[原著 FRANK CUNNINGHAM, THEORIES OF DEMOCRACY: A CRITICAL INTRODUCTION (Routledge 2002)]の第9章「審議民主政」を参照のこと。また熟議民主主義論の代表的なアンソロジーとして次の2つがある。JAMES BOHMAN & WILLIAM REHG EDs., DELIBERATIVE DEMOCRACY: ESSAYS ON REASON AND POLITICS (The MIT Press 1997), JON ELSTER ED., DELIBERATIVE DEMOCRACY (Cambridge University Press 1999). これら2冊を検討する論考として see Samuel Freeman, *Deliberative Democracy: A Sympathetic Comment*, 29 PHILOSOPHY & PUBLIC AFFAIRS 371 (2000).

(10) この点につき参照、阪口・前掲注8、116頁。阪口教授は「討議民主政」が「急速に『憲法理論のグランドセオリー』の地歩を固めつつある」と評価する。

ある。多くは本書に収めるにあたり細かい手直しがなされた⁽¹¹⁾。内容からは大きく二部に分かれる。前半の第 1 章から第 4 章までは熟議民主主義の理論を、後半第 5 章、6 章は理論の実践として、それぞれアメリカにおけるヘルス・ケア政策と南アフリカのものを典型とする真実委員会 (Truth Commissions) の問題への応用が試みられている。

なお本稿は、本書の概要紹介を主として、末尾に疑問点を幾つか指摘するにとどまる⁽¹²⁾。

I 『なぜ熟議民主主義なのか』 W_{HY} DELIBERATIVE DEMOCRACY? 概要

第 1 章 「熟議民主主義の意味するもの」 (What Deliberative Democracy Means) (WDD 1-63)

第 1 章は、8 つの問いに順に答える形で、章題の内容を明らかにするという構成をとっている。

はじめに (1) 「熟議民主主義とは何であるのか」という問いが立てられ、その答えとして熟議民主主義の 4 つの特徴が述べられる。「一番の基本は、熟議民主主義が、市民とその代表者がなす諸決定には正当化が必要なのだと主張することである」(WDD 3)⁽¹³⁾。全ての争点に関して常に熟議が要請されるわけではないものの、「理由提示という要件」(*reason-giving* requirement) が最大の特徴である。そしてこの理由は、公正な協働の条項 (*fair terms of cooperation*)⁽¹⁴⁾ を追求する自由かつ平等な人々に受け入れられるものでなければならない。さらに第二の特徴として、かかる理由は、決定事項に関係する市民全てにアクセス可能なものでなければならない。正当化理由は、公開され、しかも理解可能なものであってはじめて公示されたとと言える⁽¹⁵⁾。特徴の第三は、熟議によって一定期間拘

(11) ただし全体を通じて記述の重複は間々見られる。

(12) ガットマンとトンプソンの理論も含めた熟議民主主義論のより詳細な検討については別稿を予定している。

(13) これがガットマンとトンプソンの熟議民主主義論において最も重要な原理である互恵性 (*reciprocity*) の具体的主張であり、DD ch. 2において詳細に論じられたものである。本書でも全編を通して、観点を変えながら何度も言及される。詳しい内容については本文参照のこと。

(14) この言い回しはロールズの表現を借りたものである (See WDD 100)。訳出にあたり以下を参考にした。ジョン・ロールズ著・エリン・ケリー編、田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』(岩波書店、2004年)。「原著 JOHN RAWLS, EDITED BY ERIN KELLY, JUSTICE AS FAIRNESS: A RESTATEMENT (The Belknap Press of Harvard University Press 2001).」

東力を持つような決定に到達するということである。さらにこの決定は事後に新たな熟議の対象となる。そのように議論が継続されることが第四の特徴であり、つまり熟議は動態的なものだということである。意思決定というものは概して不完全さを免れないのであり、また、こと政治における政策決定は全員一致でないのが通常であるから、決定の再検証を将来に開いておくことには十分な理由がある。

以上から熟議民主主義は次のように定義される。それは「一つの統治形態であり、そこでは自由かつ平等な市民が、将来の再検討の余地を残しながらも現時点では全市民を拘束する結論に達しようという目的を持って、相互に受容が可能で一般的にアクセスできる理由を提示し合うというプロセスのなかで、諸決定を正当化するものである」(WDD 7)⁽¹⁶⁾。

つづいて(2)「熟議はどの程度民主的なのか」が考察される。歴史的に見れば民主主義においては一握りの代表者の熟議のみが重視されてきた。しかし熟議民主主義は熟議のプロセスに広範な人々を包摂することで、より民主的なものとなるのである。では(3)「熟議民主主義は如何なる目的に資するものなのか」。答えは次のとおりである。「熟議民主主義の一般目標は、政治における道徳的不一致を扱うのに最も正当化できる観念を提供することである」(WDD10)⁽¹⁷⁾。この目標実現のため、熟議民主主義は、①集合的意思決定の正統性を高め、②公的争点への公共心あふれる視座の獲得に役立ち、③互いにより尊重し合える意思決定プロセスを促進し、④集合的意思決定に不可避の誤りを減らすという、相互に関連する4つの目的に資するのである。

(4)「なぜ熟議民主主義は集計型民主主義(aggregative democracy)より優れているのか」という問いには次のような解答が与えられる。既存の選好を固定的で不可変的なものとしてしか考慮しない集計型民主主義は、原理づけられた民主的意思決定をなし得ず、政策の優先順位決定が、結局のところ単に現多数派を追認した不正義なものとなる虞がある。対して、熟議民主主義は、決定手法その

(15) 第5章概要も参照のこと。

(16) もちろん、定義自体に既にガットマンとトンブソンの私見が入り込んでいることは、当人たちも認めている(See WDD 189 note 3)。

(17) ここでの不一致は、ロールズの強調する「理にかなった多元性という事実」(“fact of reasonable pluralism”)と本質的には同じことである(See WDD 191 note14)。ガットマンとトンブソンが道徳的不一致の理由として挙げているのは、人間の利己心、資源の希少性、価値観の不一致、不完全な相互理解の4つである(See DD 18-26)。なお参照、平地秀哉「『理にかなった多元性』と司法審査 — 『原理』の決定における『多数決主義という難点』」早稲田法学第78巻第4号(2003年)153頁以下。

ものも熟議の対象とするので、多様な決定手法を用いることが可能であり、また互いに理由を提示しながら熟議を継続するなかで、参加当事者の選好が変容することも十分にあり得るため、道徳的観点からよりよい合意に達する可能性があるのである。

さらに (5) 「どの類の熟議民主主義か」において、ガットマンとトンプソンは「道具主義的なものか、表現上の効果を持つものか」、「手続的なものか、実体的なものか」、「合意を目指すものか、多元性の維持を目指すものか」という二者択一の問いに答えながら、熟議民主主義論を明確化していく。熟議民主主義は、最も正当化できる政治決定を可能にするという限りでのみ価値があるというもの(道具主義)ではないし、また、熟議という行為で意思決定者が市民への尊重を表すことに価値がある(表現上の効果)ということに尽きるものでもない。道具的価値と表現的な価値は必ずしも排他的ではなく、ともに受容されねばならないのである。さて、決定の手続と実体の双方とも熟議の対象となるということは、いずれも暫定的な地位 (provisional status) しか有しないということである。とするならば、双方の原理間に地位上の差異はない。整合性のある理論構築のためには、やはりどちらの側面も重要なはずである⁽¹⁸⁾。熟議民主主義は自由かつ平等な人々の間での公正な協働の条項を見出すことを共通善と考える。もっともそれを越える共通善を指定することは困難である。熟議があくまで希薄な共通善観念 (a thin conception of the common good) を目指すものであることにはコンセンサスがあり、それは、熟議上の不一致 (deliberative disagreements) が確実に存在するからである⁽¹⁹⁾。だが少なくとも熟議を経る過程で当事者はかかる不一致がどのようなものであるかを知り、対処方法を学ぶ。こうして、多元性のなかで、互いの道徳的コミットメントの核心を放棄することなく、道徳的不一致を明示化し減少させること、すなわち「道徳的不一致の節減」(economy of moral disagreement) が可能になるのである⁽²⁰⁾。

(18) WDD での鍵概念である「暫定性」も含め、この部分のより詳しい論証については、第 3 章概要を参照のこと。

(19) 熟議上の不一致とは、互惠性の妥当する領域において、打算的に解決を図ってしまう場合との対極に位置するものであり、当事者間の持っている道徳的理由があまりに深く互いを分断しているために、如何なる公正な協働の条項に関しても解決しえないような不一致である。相互に正当化可能な解決策を追求しているにもかかわらず、互いの基本原理は対立し続けることになる (See DD 73, WDD 192 note28)。なお、ガットマンとトンプソンは、そもそも大部分の道徳対立は最終的に解決できないものだと考えている (See DD 25)。

(20) 換言すれば、互いが自己の決定の理由を提示していくなかで、対立する相手との差異を最小限化するような正当化理由を見つける可能性があるということである (See WDD 7)。第 2 章概要も参照のこと。

さて、熟議民主主義論者の間にも、(6)「熟議民主主義の射程はいかほどか」に関して意見の相違がある。ガットマンとトンプソンは最大限に広く捉える。民主的意思決定には代表者や政府のみならず一般市民・団体の参加も促進されるのが望ましく、また熟議は国際政治の場面においても極めて重要な役割を果たすものとされる。具体的には次のような理由付けがなされる。まず「代表型か、参加型か」について、国家レベルでの参加型には実際の・倫理的難点があるかもしれないとしても、それは下位レベルでの直接参加を忌避する根拠にはならない。次に、複数人を拘束するような決定を正当化するという熟議の本旨からするならば、「政府か、市民社会か」と問うまでもなく、公共性を帯びた市民社会の諸機関においても熟議は当然に要請されるであろう⁽²¹⁾。最後に熟議は「国内にとどまるものか、国際的に妥当するものか」について。グローバル化する現代世界においては、一国家の決定が他国の人々に影響を与える事例が益々増加している。この状況は見方を変えれば他国の人々も道徳上の有権者 (moral constituent) であると言いうことができるということである。だが今はまだ説明責任 (accountability) が完全に不足している状態であるから、これを実効的に果たすようにするためにも国際的なレベルでの熟議の促進がなされるべきである。

以上のような熟議民主主義像を提示したガットマンとトンプソンは、(6)「熟議民主主義論者は理論上の異議に対してどのように応答できるか」、(7)「熟議民主主義論者は実践上の異議に対してどのように応答できるか」として、批判に答える⁽²²⁾。このように批判は「理論上の異議」と「実践上の異議」の大きく二つに分けられ、さらに「理論上の異議」は、①「正義の優先性」、②「正義の循環性」、③「熟議の余剰性」、④「権力の絶対的優越性」の4つに、「実際上の異議」は、⑤「熟議におけるバイアス」、⑥「望ましくない帰結」の2つにまとめられた上で、各々に反批判がなされる。

「理論上の異議」の①は、熟議民主主義論が民主主義のために正義を犠牲にし

(21) 熟議政治は、政治と日常生活の連続性があるからこそ十全に機能すると考えられ、自発的な結社の内部でも熟議が行われたほうが望ましい。ガットマンとトンプソンが日常政治 (everyday politics) における中間民主主義 (middle democracy) を重視するのもその表れである (See DD 12, 40)。その意味で、熟議の訓練の場として学校は最も重要な機関の一つとされる (See WDD32-35)。ガットマンは、熟議民主主義における教育論を次の著書において詳細に論じている。See AMY GUTMANN, *DEMOCRATIC EDUCATION WITH A NEW PREFACE AND EPILOGUE* (Princeton University Press 1999)。[邦訳書 エイミー・ガットマン著、神山正弘訳「民主教育論 民主主義社会における教育と政治」(同時代社、2004年)。]

(22) ここで検討される諸批判は、ガットマンとトンプソンの議論を含む熟議民主主義論一般に通常向けられるものであるとされる (See WDD 40)。とはいえ、反批判は、基本的にはガットマンとトンプソンの熟議民主主義論の立場からの応答と考えてよいであろう。

ているという異議である。熟議民主主義論は、正義が熟議に優越する場合が確かにあることを否定しない。そもそも何が正義であるか自体に争いがあるなかで、熟議は、正義に適った決定、より正確に言えば、最も不満の少ない決定に到達するための最善の方法であることを示唆するにとどまるのである。

②は、決定が実体的正義に適っているかどうかは正義に適った手続が確立されることに依存するが、このことは同時に、かかる手続が実体的正義に適うかどうかの判断に依存するのだ、という循環論からの異議である。応答はこうである。熟議民主主義にとって手続的正義もまた実体的正義同様に熟議の対象となるのであり、正当化されることなく優越するような正義はない。熟議民主主義は不正義の背景にある諸条件を熟議で明らかにすることで改善への道を開くことを可能にする。また状況によっては熟議をしないということを決めるかもしれないが、その場合にも当該決定は熟議によって正当化されねばならないのである。

③は、法は正しいか間違っているかのいずれかであり、熟議民主主義論が求めるようなさらなる正当化は必要ないという異議である。しかし、代表者の政策決定後にも熟議を持続することによって、決定の誤りを正すことが可能となり、そして事後的に説明責任を問うことで将来の意思決定の向上を図ることもできる。代表者は被代理人である市民に対し、事前あるいは事後に自らの決定を公共の熟議に付してはじめて、決定の正統性を主張することができるのである。

④は、一段と極端な異議であり、正義や熟議よりも権力が上位にあるのが実情であり、熟議は権力政治を覆い隠すものにすぎないという主張である。だがこの見解は、熟議が不正な政治権力の行使を暴露し得るものだという事を見落とすものであるとされる。

「実際上の異議」の⑤は、熟議民主主義が、仮に、熟議の手続きのみならず自由かつ平等な市民的地位という実体的な基準と、そのための背景的な条件もまた取り込むものだとしても、民主政治が現にこれらの基準や条件を満たしていないのであるから、不平等を反映した不正義な帰結しかもたらさないという異議である。しかし熟議民主主義論は、熟議民主主義の実践それ自体も熟議にかけるのであるから、熟議プロセスからの排除の要因となっているバイアスは暴露されることになるはずであるとされる。

⑥には幾つかのヴァリエーションがある。一つ目は、熟議民主主義がそのように全ての原理や実践を道徳的な観点から検証することは、政治的安定性を損なうものだというものである。この批判に対しては、民主主義のフォーラムにあってはあらゆる原理と慣行が異議申し立てを受けられる可能性に開かれているのであり、たとえ憲法上の権利であろうとも、人々の理に適った確信が強くなる程度に比例して熟議を免れる正当性が強まるに過ぎないとされる。二つ目は、多元的な社会

での熟議は、より極端な方向へ進む危険性を孕んでいるというものである。しかし熟議のやり方次第で必ずしもそうとは言えない。三つ目は、多様な政治活動形態のなかで熟議を特別視することに疑問を呈するものである。けれども熟議民主主義論者は熟議以外の活動の重要性を否定するわけではない。ただ熟議がそれらの活動の正当性を検証するという意味で、熟議は別物なのだと言っているのである。

最後に（8）「熟議民主主義の前途はいかに」として、熟議民主主義の将来を占う際に鍵となる「理論上の課題」と「実際上の課題」が検討される。「理論上の課題」は、熟議民主主義の暫定性と自己修正能力（self-correcting capacity）⁽²³⁾に関わる。熟議民主主義は、熟議民主主義という理論そのものも熟議の対象とする。このような継続的なコミットメントは、互惠性という価値にもとづくものである。熟議によって導かれる結論は常に将来の修正と再解釈に開かれており、状況の変化にも対応できる。そこで「実際上の課題」は、熟議が十全に機能するのに適した慣行や制度の維持並びに創出ということになる⁽²⁴⁾。

第2章 「道徳対立と政治におけるコンセンサス」(Moral Conflict and Political Consensus) (WDD 64-94)⁽²⁵⁾

第2章の問いは、「市民が互いに公共政策の道徳性に関して一致しないことが理に適っているような場合に、彼らは、公的生活を導くために、如何なる原理については同意することができるのか」(WDD 64)である。リベラリズム政治理論によって通常与えられる解答は、そういった場合にも、少なくともその種の政策決定を政治課題（political agenda）から取り除くという原理（中立性や不偏不党性といった、より高次の原理）に関しては市民の合意があるとして、不一致を棚上げしてしまうというものである。ガットマンとトンプソンはそこから一歩進めて、「この合意の核心を構成する高次の諸原理は、政策についてのより多くの道徳的不一致を許容し、政策の不一致の仕方についてのより多くの道徳的一致を可能に

(23) 自己変革的（self-transforming）(DD 224)、自己定義性（self-defining property）(DD 352) と呼ばれることもある。

(24) この点に関してガットマンとトンプソンはDD全体で19の具体的な提案をしたと述べていた（DP 272）。残念ながら筆者は今のところ全てを列挙することができない。

(25) 第2章は補正なしに再録されている。初出論文は Amy Gutmann & Dennis Thompson, *Moral Conflict and Political Consensus*, 101 ETHICS 64 (1990). ガットマンとトンプソンによれば、ここでの議論の大部分をDDで形を多少変えて用いたが、初出論文から引用されることが多く、またこれだけでも独立して重要な見解を述べていると考えたので、ここにそのままの形で収録したという（See WDD viii）。DD ch.2 “The Sense of Reciprocity” が本章の発展型である。

する」(WDD 64-65)ということ論証しようとする。このとき彼らが提示する高次原理は、「排除原理」(principles of preclusion)と「受容原理」(principles of accommodation)の二つである。いずれも「民主主義のプロセスにおける道徳的熟議の理想を反映するものであり、自由かつ平等な市民間での道徳の討議を維持するのに必要な諸条件の一部を構成するものである」とされる(WDD 73)⁽²⁶⁾。

「排除原理」は、立法の正統な主題であるかどうか、つまりある道徳対立が政治課題としてふさわしいかどうかを決定するのに資するものである。具体的には次のような論証がなされる。

伝統的に政治議題に載らなかった道徳的対立としては、宗教上の論争が典型である。これに関して、現代版の宗教寛容論とロック(John Locke)的寛容論を比較するならば後者にみるべきものがあることが判明する。現代版は、①宗教上の信念の正しさを判定できることへの懐疑、それゆえの②全宗教に対する国家の中立性ないしは不偏不当性の要請、帰結として③宗教的争点への国家の不介入、という三段階で論じられる。それに対応させるならば、ロック的寛容論は①「理性にもとづき認識しうるか、少なくとも理性と整合するような、妥当な宗教は存在し得るといふ、妥当性の前提(validity premise)に立ち、中立性ではなく②「国家への不信(distrust of government)に重点を置き、③「真なる信仰は、その性質上、命じられるものではなく、理性的な説得によるものであるとし、理性的熟議の前提(premise of rational deliberation)を採用する。ロック的寛容論の提示する前提の方が、宗教に関わる争点を政治議題から取り除く正当化理由としては、より適切な場合が多い。そしてロック的寛容論を一般化したもの(①が、道徳的立場の前提①'へと拡張される⁽²⁷⁾)が排除原理の一般的正当化理由にもなる。結果として、現代のリベラルが非宗教的道徳対立のなかで排除してしまうものよりも、除かれる数は減ることになる。例えば、人種差別擁護の立場には道徳性を見出しえないので、①'により排除されるが、妊娠中絶は①'を満たすので「正真正銘の道徳的不一致」(WDD 75)であり、且つ又②'、③'からしても排除されないことになるといふ具合である⁽²⁸⁾。

(26) 両者は反比例の関係にある。リベラリズムの想定するように、排除原理が多くの仕事をするのであれば、受容原理の仕事は減るであろう。だが実際には、排除原理はそれほど多くを排除しないので、受容原理がそれだけより重要となる(See WDD 65)。

(27) 道徳的立場とみなされるためには、①全ての人に受け入れられる公平無私な観点であり、②経験的証拠や論理的推論にもとづく論証であって、原理上、一般に認められている探究手法で検証されるものであり、③経験的証拠や論理的推論が適切でないような場合にも、あまりに著しく妥当性を欠くものであってはならない、という三要件を充足する必要があるとされる(WDD 72-3)。

(28) 死刑廃止論争は妊娠中絶と類似のものであり排除されず、性的指向性にもとづく差別は

「排除原理」が上述のごとく不一致道徳の中身に関わるものであるのに対して、「受容原理」は道徳の表現方法に関わるものであり、道徳的に尊重できない態度を抑制する働きをする。これは「民主主義における道徳的熟議の核心にある徳、つまりは相互尊重を表すものとして理解するのが最善である」（WDD 79）。相互尊重にもとづく受容原理は、人々に自らの道徳的立場を提示する仕方と、相手の道徳的立場を尊重する仕方を明確にするよう求める。この目的とするところは、民主的な市民に期待される一定の公共的な性格である。

「受容原理」は二つの原理群からなる。一つ目は「原理のインテグリティ」（integrity in principle）であり、二つ目は「寛大の原理」（principle of magnanimity）である。それぞれは具体的に次のような構成要素からなる。「原理のインテグリティ」は、第一に、特定の状況に関係なく道徳的立場を維持すること、すなわち言論や政治的誠実さの一貫性（consistency）、第二に、かかる自分の立場と一貫する態様で行動すること、第三に、自らの道徳的立場から、より広く含意されることについても引き受けることである。「寛大の原理」は、第一に、自分と反対の立場の道徳的地位を認めること、もしくは最低限、道徳的な見解として取り扱うことであり、第二に、自分が反対者の立場を採用し行動する可能性を開いておくこと、つまり開放的な性質を養うことである。「寛大の原理」は、政治論議の根本的次元と政策的次元双方での「道徳的不一致の節減」を促進することになる。このような受容原理で表される相互尊重は、立場の違う人の道徳的な力を評価しなければならないという義務を市民に課するとともに、それを果たすための制度改革あるいは制度創出までも要求するものである。

以上のように「相互尊重の徳を実践することで、より広い政治的コンセンサスが生み出され、いわゆる公共哲学（個人が如何なる道徳原理を支持しているかにかかわらず、理性的な市民であれば同意すべき道徳原理一式）の射程を広げることになる」（WDD 90）。この公共哲学の原理は、基本的権利を保護する原理や、一定の手続を正当化する原理のみならず、公共生活の道徳的關係における振舞いをも支配する原理である。「市民や公職者の熟議は、相互尊重によって、市民に度量の広いコミットメントという徳を養い、政治における道徳的不一致の節減を促進していくなかで、継続する道徳的不一致と矛盾しないような共通善観へ向かうことになる。この共通善は、一部は多くの道徳哲学者が収斂する実体的権利・義務によって構成され、また一部はさらなる道徳的一致を公に探求することによって構成されるものである」（WDD 92）。かくして排除原理と受容原理を統合した公共哲学は、実践的な努力を、調停困難な不一致の解決方法ばかりではなく、その対

人種差別と同様に第一要件に抵触し排除される（See WDD 76-7）。

処方法にも向けさせるものになる。

第 3 章 「プロセスを超える熟議民主主義」 (Deliberative Democracy beyond Process) (WDD 95-124)

第 3 章では、「民主主義理論を手続的なものにとどめ置こうとする努力は完全に失敗するし、また適切な理論は必ず手続的な原理のみならず実体的な原理を包含していなければならない」(WDD 95) ことが論じられる。

実体的原理を包含させることに対して、純粹手続主義者 (pure proceduralists) は、道徳的権威 (moral authority) と政治的権威 (political authority) の両面から異議を唱える。民主主義では、市民こそが法の内容を決定すべきであるから、実体的原理を所与とするならば、市民の道徳的権威を先占することになる。このことは同時に、現実の民主主義的決定を通じて行使されるべき市民の政治上の主権 (political sovereignty) と、ひいては熟議のプロセスそれ自体も妨げることになるので、市民の政治的権威を阻害するというのである。これに対する彼らの反批判の重点は、手続的原理と実体的原理の双方ともが道徳的・政治的に暫定的なもの (provisional) として扱われるべきだということである⁽²⁹⁾。

まずはじめに「互恵性が熟議を要請する理由」が確認される。「互恵性は、市民に対して、彼らが集合的に発効させる相互拘束的な法や公共政策を、互いに正当化する義務を負わせるものである」(WDD 98)。如何なる理由がそのような正当化理由として考慮されるかは、実体的な問題とならざるを得ない。基本的な機会を不必要に剝奪することを許してしまうような民主主義理論は、互恵性原理の含意する相互正当化というものを真剣に考えていないのであり、さらに言えば人を自由かつ平等な存在として扱っていないのである。互恵性は、熟議民主主義にとどまらず多くの民主主義理論の基礎にある、自由かつ平等な人格の理念へと収斂してゆく。かかる互恵性原理は、第一原理 (功利主義における効用やりバタリアニズムにおける自由のように、その理論の他の諸原理が導出される源泉となるもの) ではない。同原理は、理論家だけでなく市民も、ある特定の文脈において何が正義であるかを熟議する、その進行過程において、思考の指針となり、さらに熟議民主主義理論の内容を他の原理⁽³⁰⁾を加えて完成させることの必要性を指し示すと

(29) 本章でガットマンとトンプソンが反論するのは、政治的結果を手続という規準 (criteria) のみで正当化しようという純粹手続主義 (pure proceduralism) の類である。だがこの論証は、結果に関しては実体的正義原理で判定することを厭わないものの、手続については同じ実体的原理を用いないような、手続的原理と実体的原理を分離する手続主義者にも向けられるという (See WDD 97)。「条件付手続民主主義」への批判については第 4 章概要を参照のこと。

いう、二つの役割を果たす規制原理 (regulatory principle) である。相互間での理由提示プロセスという民主的熟議を現実実践することで、互恵性という価値は具体化され、且つ又促進される。

では「互恵性が実体的原理を要請する理由」は何か。「相互正当化プロセスが前進するためには、政府の手續と法の実体の双方に依拠した理由というものにどうしても訴えざるを得ないのであるから、互恵性という視座は手続的なものであり且つ実体的なものなのである」(WDD 103)。実体的原理を含むからこそ、多数派がたとえ十全な熟議を経て決定したものであっても、それを間違いだと主張できることになる。また原理そのものについて誤った見解に至ったとしても、原理についての熟議も継続する。実体的原理に賛同しない者が異議を申し立てるとき、それは互恵的な熟議プロセスの継続に他ならないのであって、これこそが熟議民主主義理論の諸原理の道徳的・政治的暫定的地位の表れなのである。

こうして次に「諸原理が道徳的に暫定的なものである理由」と「諸原理が政治的に暫定的なものである理由」が説明される。「理論が、法の制定者である市民を法の最終的な道徳判定者とみなしながらも、他方で、法を評価するための実体的原理も提示することは可能か」という問題に対する「熟議民主主義からする答えの鍵は、その原理の暫定的な地位にある」(WDD 110)。熟議民主主義の諸原理は、他の政治理論と異なり、それら諸原理への批判に開かれており、さらに道徳的・政治的論証を続けることで、時間をかけて変更されるという性質を持っている。このことの道徳的基礎は、互恵性の価値に由来する。「他者の受け入れるのが理に適っているような理由を提示することは、同じ精神から他者の提示する理由を自らも受け入れるということを含意する」(WDD 111)。したがって道徳原理の暫定性は、「新たな哲学的洞察や経験的証拠、これらの洞察や証拠の新しい解釈に応答して、時間の経過とともに異議を唱えられ、そして変化していく」(WDD 111-2)。原理は、あるコンテキストで、ある一時期において暫定的に定まるに過ぎないのである。熟議民主主義の特徴は、自らの存在自体にこの暫定性が内在しているということ、つまり「自らの諸原理をも他の道徳原理と同様に時間をかけて精査してゆく」というところにある (WDD 112)。指導原理である互恵

(30) ただし DD において、叙述の形式上は、互恵性もまた手続的原理（もしくは熟議の条件）であるとして、公示性 (publicity)、説明責任 (accountability) と同列に挙げられていた。実体的原理（もしくは熟議の中身）は、基本的自由 (basic liberty)、基本的機会 (basic opportunity)、公正な機会 (fair opportunity) である (See DD 12, 229)。手続的原理の各々の役割としては、理由提示のプロセスにおいて、理由の「種類」に関わるのが互恵性であり、提示される「場」に関わるのが公示性、理由提示をする「主体」に関わるのが説明責任であるとされる (See DD 52)。第 4 章概要も参照のこと。

性も含めて、熟議民主主義の諸原理への批判を喜んで受け入れるのである。ただし、全ての熟議民主主義原理がいちどきに熟議民主主義理論のなかで異議申し立てを受けることはない。あくまでコンテキストにより、ある特定の時点で吟味されるのである。けれども限界はある。政治の場では必ず道徳的推論で正当化がなされねばならないという理念を放棄することはだけはできない。かかる理念の放棄は、熟議民主主義のみならず、法の正当化という営みを放棄することに他ならないからである。「熟議民主主義論者は、相互に正当化可能な権力分配判定方法にコミットしているのであって、しかもそれは暫定的にはではない」(WDD 115)⁽³¹⁾。

もっとも、たとえ道徳的に暫定的な実体的原理であっても、政治上、それらが手続的に実効化されるという事実を考えるならば、結局は、市民が熟議プロセスで政治決定する内容と理由が先決されてしまっているという難題は依然として残る。しかし、熟議民主主義の原理は、ある時点での熟議に付されるばかりでなく、将来、現実にも再考がなされて修正され得るのだという政治的暫定性も有しているのである。これもまた互恵性に由来する。市民は、直接的に、または説明責任を負う代表者を通じて間接的に、法の正当化理由を提示し、あるいはそれに応答することで、統治に参加する政治的主体として扱われるべきである。「彼らの参加する現実の熟議プロセスで、熟議の原理は正当化されねばならないのであるから、市民の政治的権威は非常に尊重されることになる」(WDD 117)。政治的暫定性は、今現在は正しく制定されたといえるような法も、実際の政治プロセスのなかで時間をかけて修正される可能性というものを含意する。

とはいえ、「道徳上の判断と政治上の判断が対立する場合」はないであろうか。確かに「(手続的には正しい) 政治判断が、(慎重に考えられた) 道徳判断と矛盾対立することは十分にあり得る」ので、これは手続・実体双方の原理を内在させる熟議民主主義にとっては真正面から立ち向かうべき問題のように見える。だが、道徳的・政治的暫定性を考慮するならば、熟議民主主義を実践する者 (deliberative democrats) が、実体・手続原理に関して下す結論は、さらなる現実の民主主義プロセスの中で確証された改変されていくものなのであるから、あくまで政治道徳についての規範的仮説としてのみ理解されるべきである。そうすると、2つの判断が対立したとしても、それを不変的な対立だと捉える必要は減ることになる。

(31) 「射程の広さ、結論の暫定性、そして政治への依存性にもかかわらず、熟議民主主義は、幾つかの中心的な価値にしっかりとコミットメントしている。」互恵性の理念はその根本にあって、明確なコミットメントを表わすものであり、また政治における道徳的正当化と、その帰結として、政治を力のみにもとづかせるアプローチの拒否も、コミットメントである (See DP 278)。

第4章 「熟議民主主義が他とは違う理由」(Why Deliberative Democracy Is Different) (WDD 125-138)⁽³²⁾

冒頭でガットマンとトンプソンは、「現代の多面的な社会にあつては、根本的価値について矛盾衝突する視座を有した市民間で、自分たちの公的生活を治める法について討議をする限り、政治上の不一致が、道徳的不一致を反映したものになることが多い」(WDD 125)という問題意識を再度確認する。そして本章では、「なぜ熟議民主主義論が他の諸理論と違うか、さらにそれが如何にしてより容易に道徳上の対立を調停できるか」が説明される。

そもそも熟議民主主義論は、民主主義についての二階の理論 (second-order theories of democracy) なのであり、一階の理論 (first-order theories of democracy) (功利主義やリバタリアニズム、リベラルな平等主義、共同体主義等々) とは理論レベルが異なるものである。ここに二階の理論とは、「一階の原理の究極的妥当性を確認も否定もせず、そういった原理を参照する、という意味で、理論についての理論 (about other theories)」だということである (WDD 126)。

次に「不一致への民主主義の応答」として、より具体的に一階理論のリバタリアニズムと共同体主義、二階理論の手續主義的民主主義が検討される。手續主義的主義はさらに純粹手續主義と条件付手續主義 (conditional proceduralism) に分けられる。何よりもまず、民主政治において深刻な不一致の要因となっている根本レベルでの不一致は一階理論間の相違を反映したものであること、また単一の理論が道徳上の全洞察を提供できるということに十分な疑義があることを考慮する限りは、一階理論がかかる不一致を解決することはできない。次に、純粹手續主義は、結局のところ「公正な民主的プロセス (fair democratic process)」の諸条件を検討することを通じて実体的原理を裏口から導き入れており、実体的原理に関する不一致を回避できない。そして、条件付手續主義は、安定性や正統性などの民主的秩序維持に必要な実体的原理を実現する道具として手續を捉えるものであるが、この手續自体が正義にかなっているかどうかの判断規準を理論内に持ち合わせていないので無理がある。ガットマンとトンプソンの熟議民主主義論は、実体的原理を備えた二階理論としてこれらの難点を克服するものである。こ

(32) 本章は、Social Philosophy and Policy 誌の2000年17巻民主主義 (Democracy) 特集に掲載された論考をもとにしている [同巻所収論考は後に、『熟議民主主義を熟議する』JAMES S. FISHKIN & PETER LASLETT EDs., DEBATING DELIBERATIVE DEMOCRACY (Blackwell Publishing 2003) にまとめられた]。この元論文の4章、5章は道徳原理と政治原理の暫定性を論じるものであり、これらはWDDの別章で詳述されているため、本書収録にあたってそっくり削除されている (See WDD viii, 138)。

こでの実体・手続の諸原理は、さらなる道徳的・政治的論証により変更可能であるという点で暫定的なものであるから、これら諸原理と、熟議民主主義が調停しようとする一階の諸原理は折り合いをつけることができるのである。

それでは「熟議民主主義の諸原理」とは何か。核心にあるのは互恵性である。民主政において法と政策を正当化するための諸条件と内容は互恵性から導き出される。熟議の条件を決めるのは互恵性と公示性、説明責任であり、熟議内容の鍵となる構成要素は基本的自由と基本的機会、公正な機会である。互恵性とそれらの諸原理を指針として実践される熟議は、相互に理由を提示し合いながら、相互に正当化可能な理由とそれらに基づく相互拘束的な決定へと至る持続的な活動である。熟議には、手段的な価値（その過程で市民や代表者が政治における道徳対立を理解し、修正を加え、解決できる）や相互尊重という価値（互いの正当化義務を認め合うことで尊重を示す）がある。また最大の効果は道徳的不一致の節減である。

互恵性、公示性、説明責任の三原理は手続主義理論と、基本的自由、基本的機会、公正な機会の三原理は一階理論の諸原理と類似している。しかし異なるのは、ガットマンとトンプソンの熟議民主主義論においては、これら諸原理が、より異議に開かれており、それゆえに、より民主主義の判断決定を受けやすいという意味で、道徳的にも政治的にも暫定的な地位にあるということである。こうして、自らの理論に自己修正原理を内蔵する熟議民主主義は、現代政治に蔓延する道徳的不一致を建設的に受容することができるのである。

第5章 「ヘルス・ケアについての正義に適った熟議」(Just Deliberation about Health Care) (WDD 139-159)

第5章の問いは、「ヘルス・ケア政策に関わる意思決定過程を評価するのに用いられるべき基準は如何なるものか」である。営利目的の健康管理組織 (for-profit HMO)⁽³³⁾ のような非政府機関においてすら、熟議民主主義理論はレヴェアントであることと、意思決定プロセスに参加する当事者と、外部の観察者両方が決定を評価するのに用いることのできるような、一般に適用可能な基準について論じられる。

なによりもまず「我々が基準の基礎としている熟議民主主義の指導原理は、互恵性である」(WDD 139)。この互恵性原理から、意思決定者が提示できる正当化理由の主たる特徴として、以下の四つが導かれる。

第一に、提示される理由は、アクセス可能なもの、つまり互いに理解できるものでなければならない。

(33) HMOはHealth Maintenance Organizationの略。

アクセス可能であること以上に、第二に、理由は道徳的なものでなければならない。道徳性は一般性と言い換えられる。「道徳的論証は、道徳的にレヴェアントな観点において同じような立場にある者すべてに適用される」(WDD 147) という意味である。

第三に、理由は、相互尊重を同じように模索する人々に敬意を払うようなものでなければならない。相互尊重は、見解の異なる人々への好意的な態度や建設的な関係を要請するものであるから、寛容や無関心以上のものである。確かに「熟議上の不一致」は不可避であるものの、相手への尊重を示すような理由を提示し合うことで「道徳的不一致の節減」を図ることができる。

最後の特徴として、かかる理由の「暫定性」、すなわち時間をかけて道徳内容が修正される可能性が挙げられる。互惠性は意思決定者に相手方の提示する道徳的理由を真剣に受け取ることを要請する。真剣に受け取るからこそ相手方の理由が将来正しいと判明する可能性を消し去らない。また自らの見解の正しさも括弧に入れることになる。医療技術発展の見込めるヘルス・ケア領域では、ことさらに暫定性の意味は大きい。時間をかけて、また政策決定の様々な段階で「熟議の繰り返し」(reiteration of deliberation) (WDD 158) をすることで決定の質も高まる。

以上から、相互に正当化可能な決定にもとづいたヘルス・ケア政策こそが、「必ずしも常に政治的な受けはよくなくとも、より道徳的に正統だ」(WDD 158) とされる。

第6章 「真実委員会の幾つかの道徳的基礎」(The Moral Foundations of Truth Commissions) (WDD 160-187)

最終章では、「真実委員会」を素材に、真実委員会の正当化として最も頻繁にあげられる三つの理由が、民主主義の観点からは不完全であるとしてしりぞけられ、それに代わるより完結した正当化規準が示される。「目的及び手続の点でもっとも包括的な」(WDD 163) 南アフリカの「真実和解委員会」(Truth and Reconciliation Commission, 略称 TRC)⁽³⁴⁾を具体例として論証がなされる。

ガットマンとトンプソンによって提示される正当化規準は、三要件からなるものである。一つ目は、正当化理由の原理的道徳性 (*moral in principle*) である。

(34) 本章は、ROBERT I. ROTBERG & DENNIS THOMPSON Eds., TRUTH v. JUSTICE; THE MORALITY OF TRUTH COMMISSIONS (Princeton University Press 2000) 第2章の再録である。真実委員会は、過去にあった重大な人権侵害を調査し、アクセス可能な情報として記録すると同時に、侵害の責任を問われる個人や組織の処分の留保も行うものであり、南アフリカのほかに、ベトナム、インドネシア・東チモール、ハイチなどの例がある。

正当化理由は、権利や道徳的な善に明示的に訴えるものであってはじめて、犠牲にされる正義と比較することができる。二つ目は、観点における道徳性 (*moral in perspective*) である。正当化理由は、真実委員会が実施される特定の社会的文脈を考慮にいれたうえで、社会協働の道徳的条項を模索する人々にとって可能な限り広くアクセス可能なものであり、それゆえ多くの観点を包摂するものでなければならない。三つ目は、実践における道徳性 (*moral in practice*) である。正当化理由は、可能な限り当該委員会自体の手続によって具体化されていなければならない。委員会が自らの追求する正義を現に執行していることこそが重要なのである⁽³⁵⁾。

これらの規準を用いて、より具体的に、南アフリカ真実和解委員会が暫定憲法に追加した「恩赦のための真実」条項 (“truth for amnesty” provision) の正当化理由が検討される。同条項は、アパルトヘイト体制のもとでの政治犯罪を自白した者に恩赦を与えるものであり、多くの人々が、TRC の行ったことで「最も道徳的に問題がある」(WDD 163) と考えているものである。「正義をこのように犠牲することは正当化されるのか」(WDD 166) という問いに対して、「現実主義からする応答」(the realistic response)、*「思いやりにもとづく応答」*(the compassionate response)、*「歴史主義からの応答」*(the historicist response) の三つがあるとされる。

「現実主義からする応答」は、アパルトヘイトのもとで酷い不正義が行われたことは事実であるし、実行犯は非難されるべきであるが、不正義の広範さや組織性を考えると、個人々人を裁くのは実際的ではなく、道徳上の考慮はイレヴァントか少なくとも非現実的であるというものである。このような現実主義的観点には、真実委員会は共通価値にもとづく新しい社会を市民が設立するのに役立つから正当化されるのだという含意がある。だがこれこそは道徳的論証の端緒でもある。そして本当にそうだとするならば、出発点で正義を犠牲にして、よりよい民主主義を創設しようとするのは、道徳的に間違いである。「必要なのは、真実委員会のプロセス自体が如何にしてより正義に適った社会を作り出すのに寄与できるかを証明する説明」であり、「将来に向けて追求されるべき共有原理は原理的な道徳性を持っていなければならない」からである (WDD 169)。したがってこの応答は規準の第一要件「原理的道徳性」を満たさない。

「思いやりにもとづく応答」は、アパルトヘイトの犠牲者への憐れみから発するものであり、心理学的観点からの治療、神学上の赦し、「修復的司法」

(35) 「熟議民主主義理論においては、理論と実践の距離が、他の正義理論に比べると小さいのである。理論自体が一定の条件のもとで実践による検証の対象となり、その限度で、他の諸理論に想定されているよりも、理論の自律性は弱いことになる」(DP 277)。

（“restorative justice”）等々アプローチは様々であるが、いずれも「原理的道徳性」は有している。しかしながら、アパルトヘイトのもとでの犯罪は、特定個人だけではなく、社会や国家に対してもなされたものである。それゆえ犠牲者のみの観点では、第二要件の「観点における道徳性」を充足しない。

「歴史主義からの応答」は、過去の誤りを正しく認識し、道徳的に非難することで、未来に向けての共通の道徳的基準を發展させようとするものであり、第一、第二要件を満たしている。しかしながら、歴史の真実を最終的に一つに確定させようとする目的は、これから生れ出ようとする民主社会のものとして適切ではない。政治において解決できないような道徳的分裂は、多くの社会で必ず存在するのであり、それに対処する方法を見つけていく必要があるからである。民主主義を志向する真実委員会であれば、今発見できる真実はあくまで暫定的なものであり、未来には対立や論争によってさらに多くの真実を見出せるのだと想定する必要がある。こうして第三要件が充足されないことになる。

真実委員会を正当化するのには、互恵性という価値を基底におく熟議民主主義である。真実委員会が互恵的な理由を提供しようとする限り、第一要件を満たしている。互恵性は理に適った不一致を広く許容するものであり、包摂的観点を提供するものであるから、第二要件も充足する。また互恵性は、未来のために市民が自らの政治的観点を正当化しよう求めるだけでなく、委員会自体に対しても、これから作り出そうとする民主社会の技量と価値を実践しよう求めるので、第三要件もクリアする。

さらに言えば、民主主義の互恵性は、組織的暴力や抑圧を回避し、構成員の最も基本的な自由および機会を保障するような最低限度の節度のある社会を生み出すことを期待するということ、「互恵的に振舞わない人々との収斂を目指すことまでは要請しない」（WDD 182）ということ、これらの点で「現実主義からする応答」に引けをとらない。また、真実委員会の熟議は、「仲間の市民が評価する限度での悔い改めと赦しを認めるよう市民に促す」ものであるから、「思いやりにもとづく応答」の核心にある価値も受け入れるものである。とはいえ、「歴史主義からの応答」のように、過去について、包括的な結論でのコンセンサスは要求しない。互恵性から導かれる「熟議上の不一致の節減」原理は、不一致を消滅させるものではなく、さらなる論争へと多くの問題を残しておくものである。「真実委員会は理に適った不一致の範囲内での競合する見解を受容できる」のであり、「歴史検証の当事者と観察者には、公的熟議を続けることで、どの見解が理に適った不一致に含まれるのかを決定する責任を負うことになるのである」（WDD 185）。

こうして「熟議民主主義の諸原理を尊重する真実委員会は、批判者たちの道徳

的異議申し立てに対して、説得力ある応答をなし、自らの行為への実りある指針と自身の道徳的基礎の強固な正当化理由を提供できる」(WDD 187) ことになる。

II 若干のコメント

本書で展開された議論の骨格を、鍵となる概念を中心に整理すると次のようになるだろう。

「道徳的不一致」が否応なしに政治の場面に反映されてしまう現代の理に適った多元社会において、自由かつ平等な市民が公正な協働の条項を見出していこうとするとき、自らをも含めた複数人を拘束するような意思決定は如何にして正統なものとなるか。彼らがタイトルにこめた問いはこれである。答えは、拘束者と被拘束者の双方が相手方の道徳的立場を認め、相互に受け入れ可能な道徳的理由を提示し合う「熟議」で決定を正当化することによってであり、この実践こそが「熟議民主主義」である。このように「熟議民主主義」は、相互尊重の価値を具体化するものであり、最も基本となる原理は「互恵性」ということになる。とはいえ「熟議上の不一致」が不可避である以上、「熟議」で不一致が解消することはない。ただし「互恵性」は「道徳的不一致の節減」をなしうる。また「互恵性」を規制原理として、公示性、説明責任という「手続的原理」と、基本的自由、基本的機会、公正な機会という「実体的原理」が導かれる。「熟議民主主義」は「手続的原理」と「実体的原理」をともに理論内部に含んでいる。内在しているということは、これらの諸原理もまた「熟議」に付され、その意味内容が将来に向けて修正されていく可能性を意味する。したがって、諸原理は、ある一定の時点、ある一定の文脈の限度で定まっているにすぎないという「暫定性」を特徴として持つ。そしてさらに「暫定性」は、「熟議民主主義」の理論と実践が不即不離の関係にあることを言い表したものに他ならない。

以上のようなガットマンとトンプソンの熟議民主主義論について、さしあたり二点ほど指摘しておきたい。

第一点は、DD と WDD において、「互恵性」の派生原理である、「道徳的不一致の節減」と、熟議民主主義の諸原理の「暫定性」に関して、それぞれの強調の度合いが変わったことの持つ意味である。DD においては、「道徳的不一致の節減」に比重が置かれていたのに対して、WDD では「暫定性」が繰り返し強調されており、これに比べると、「道徳的不一致の節減」は、言及されこそすれ、DD のときほどには重視されていないように思われる。この強調点の移動は何を示唆するのであろうか。

ここで「道徳的不一致の節減」と「暫定性」の含意するところを考えてみよ

う。両者は同じ「互恵性」の派生原理とはいっても、実際には質的に異なるものである。前者は「熟議」の「プロセス」で生じる現象のことであり、後者は「熟議」の「結果」のもつ性質に関することである。このような違いはあるにしても、「道徳的不一致」の増減という観点からするならば、次のように比較できる。つまり、前者は「互恵性」原理の効果として、道徳的不一致を残したままでも対立当事者が相互に受け入れることのできる正当化理由を見出す可能性があるという点で、対立緩和の方向、積極面にベクトルが向いている。それに対し、後者は、熟議で一応は確定した諸原理も、その地位は安定したものではないのであり、将来に改訂されるのだという、対立の持続の方向、消極面を示すものである。したがって、両者のベクトルは逆向きのように思われる。

WDDでガットマンとトンプソンが「暫定性」を詳述しているのは第3章である。彼らの熟議民主主義論がライヴアル理論と異なり実体的原理と手続的原理の双方を包含するものであること、「暫定性」という性質は、このことが含意するポテンシャルを強調するものであった。「暫定性」こそは熟議民主主義理論の「自己修正能力」の一つの発現形態なのだという、積極的な主張がなされていたのは事実である。

だが上述のごとく、「道徳的不一致」という観点から捉えるならば、「節減」の主張が後退し、決定された諸原理の不安定性を含意する「暫定性」へ力点が移動したことは、理論上の積極性は別にして、彼らの現状認識の次元で、DDとWDDでは変化があったことをうかがわせる。DDにおいて「道徳的不一致の節減」事例の典型として詳述されたのが妊娠中絶であったのに対し、WDDでは第1章の導入部分でブッシュ合衆国大統領（President George W. Bush）によるイラク戦争開始の決定をとりあげ（WDD 1-3）、最終章は南アフリカの真実和解委員会の事例で締めくくられていること、その両事例において「暫定性」が強調されていることはその証左ではないか。つまりガットマンとトンプソンは、もはや「節減」が望めないほどに「道徳的不一致」が深刻であり、とにもかくにも決定されたことが、それもことによると「互恵性」のかけらも見られないプロセスによって決まってしまったことであれ、将来の「熟議」には開かれているのだと主張する戦略へと移行したのだと理解しても、あながち深読みではないように思われるのである。

第二点は、「互恵性」に関わる。ガットマンとトンプソンの理論は「互恵性」を真っ先に措定し、全ての道具立てを「互恵性」から導き出すものである。しかもガットマンとトンプソンによれば、熟議民主主義は「互恵性」へのコミットメントを放棄できないとされる⁽³⁶⁾。この点はDDのときの主張から一貫している。

(36) 第3章概要及び本稿・注31を参照のこと。

しかし、極めて素朴な疑問ではあるのだが、「互恵性」はどこからくるのであろうか。

ここで、「互恵性」の絶対性と、WDD において熟議民主主義理論が二階理論であると宣言されたこと、さらに熟議民主主義は国際的にも拡張すべきであるというガットマンとトンプソンの主張を重ね合わせてみると、彼らの議論に内在する難点が浮かび上がるように思われる。それは、いうなれば普遍主義と文脈主義(特殊主義と言い換えてもよい)の問題である。

はじめに二階理論という位置づけから考えよう。彼らによれば、熟議民主主義は理論の理論であって、民主主義の一階理論と次元を異にするのであるから、それらと対立することもなく、それどころか一階理論間の対立を調停する位置にあるものである。要はメタ理論ということであろう。しかも熟議民主主義の諸原理は熟議の実践のなかで時間とともに改訂されていくものであるから、終局的にその意味内容が確定することはない。その限りでは、諸原理の正誤判断の可否という問題の重要度は減じられている。理論は実践のなかで確証され修正されていくのであり、理論と実践は一定程度一体化されているのである。だが、そうだとするならば、実践がなされないと理論自体の意味は殆どないことになるのではないか。そしてこの実践は如何に始まるのであろうか。

国際的にも拡張すべきであるという主張は、外国人もまた説明責任を果たされるべき道徳上の有権者であるから、当然に「熟議」は拡張されるべきだということである。何らかの拘束力を及ぼす決定は、道徳的な理由で正当化されねばならないという「互恵性」こそが熟議民主主義の核心だからである。がしかし、このことと「互恵性」の絶対性は必ずしも整合しないように思われる。ガットマンとトンプソンは拘束する側、つまりアメリカの立場から「互恵性」を説いている。しかし「互恵性」はその定義上、被拘束側との相互尊重を表現するものである。絶対に放棄できないとされる「互恵性」が、結局のところ日常政治における様々な場での実践(中間民主主義)や、とりわけ教育で養われるものであるならば、この文脈主義を「互恵性」が超越することは難しい。「互恵性」は、仮に可能だとしても、それはガットマンとトンプソンの国内の限度に止まるだろう。その「互恵性」原理を絶対化して地理的拡大が図れるというのであれば、それは一種のアメリカニズムと言わざるを得ない。そして互恵性が文脈に依存する帰結として、実践の開始もまた文脈に限定されることになるであろう。

このように、理論上は普遍を目指すとしても、その理論の要にある「互恵性」が実践上は文脈に限定されざるを得ないように思われる。

以上